

世界的貧困への正義の義務：グローバルな正義の基礎と人権

小園，栄作

<https://hdl.handle.net/2324/6787394>

出版情報：Kyushu University, 2022, 博士（法学），課程博士
バージョン：
権利関係：

氏 名 : 小園 栄作

論 文 名 : 世界的貧困への正義の義務——グローバルな正義の基礎と人権

区 分 : 甲

論 文 内 容 の 要 旨

本稿の主題は、世界的貧困とグローバルな正義である。そして、本稿の目的は、従来の正義論において、周縁的・副次的にしか論じられない傾向にあった世界的貧困問題を、グローバルな正義の中心の問題として位置づけたうえで、日本を含む富裕先進諸国の政府や市民が、何らかの義務を（そもそも）負うのか、負うとすれば、それはどのような義務で、なぜ私たちはそのように同定された義務を負うのかを明らかにすることである。先に結論を述べてしまえば、本稿では、私たちは世界的貧困に対して「正義の義務 (duties of justice)」を負うと主張する。また、世界的貧困に対する義務をグローバルな正義の観点から理論的に基礎づける際に、人権をグローバルな正義論の規範的中核として位置づける理論（グローバルな正義の基礎）に依拠し、それを擁護する。

第1章では、まず、本稿が世界貧困への正義の義務があると主張する際の「正義の義務」とはいかなる性質の義務なのかを確認する。そして、世界的貧困への正義の義務とはいえないが、その萌芽的な議論として位置づけられる、ピーター・シンガーの積極的援助義務論と、ヘンリー・シュアの基礎的権利論を考察する。ここでは、貧困論において、慈善と義務の線引きを脱構築することを試みたシンガーの貢献と、消極的／積極的権利という権利の二分法を同じく脱構築しようと試みたシュアの貢献の世界的貧困理論における重要性を確認しつつ、これらの義務が、義務のなかでもとりわけ強力な正義の義務であるといえるためには、正義原理に関する実質的な正当化議論を必要とすることを確認する。

続く第2章では、従来の正義論が世界的貧困への義務をどのように論じてきたのかを考察する。その際に、分配的正義の射程をめぐる、グローバルな正義論上の対立軸として、国家主義とコスモポリタニズムの区別を導入し、それぞれの陣営とその中間的な陣営に位置すると考えられる3つの正義構想を取り上げる。第1節では、分配的正義原理の適用を国内にのみ認め、国家の不平等にはそれらの原理の適用を避ける、国家主義の立場として、ロールズの「諸人民の法」を検討する。第2節では、グローバルな正義の関心の対象として個人を重視し、諸個人の間にある経済的不平等はそれ自体として分配的正義の対象になると考えるコスモポリタニズムの立場として、ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチを検討する。最後に、国家主義とコスモポリタニズムの中間的な立場として、ネーションとしての紐帯に基づく特別義務を承認しつつ基本的人権の普遍性と両立を試みるデイヴィッド・ミラーのネーションとしての責任論を考察する。ここでの要点は、これらの従来の正義論において、人権を重視する重要な傾向があるということ、そして、その一方で、従来の正義論が世界的貧困をもっぱら分配的正義論の観点から論じ、匡正的正義論の観点を等閑視しているという問題があるということである。

第3章では、世界的貧困を富裕先進諸国から貧困途上国への分配の問題としてではなく、前者による後者に対する制度的加害とみなし、匡正的正義の問題として論じるトマス・ポグゲの理論を検

討する。そして、現在のグローバルな制度的秩序が貧しい人々の人権を侵害しているという彼の制度的加害是正論における特殊な人権構想（制度的な消極的人権論）を、機能、性質、正当化、内容の面から考察し、ポグゲの主張する人権の制度的理解の構想を、世界的貧困に対する適切な構想として擁護する。とりわけ、重要なこととして、そのような人権の基礎に人間の尊厳の観念があり、この観念を人権の枠組みの内部で理解する構想の展開を試みる。

第4章では、制度的加害是正論に向けられる批判を、制度的加害是正論の次の5つの構成要素ごとに分類し、ポグゲの議論を擁護あるいは必要な場合には修正・補強・強化すること試みる。第1に、グローバルな制度的秩序概念の曖昧さやグローバルな正義の主題としての適切性に関する批判を取り上げる。第2に、制度的加害における加害観に対して向けられる批判を検討する。第3に、世界的貧困の原因に関して、ポグゲがあまりにもグローバルな要因を強調し過ぎているという批判を検討する。第4に、制度的加害が制度の参加者に課す集合的責任における負担の割当に関する批判をみる。そして、第5章では、まさにこの点について世界的貧困への視角から、基本的人権を保障する制度創出の積極的義務を契約論的方法論によって導き出すパブロ・ギラバートの議論を考察し、人権の制度的理解の積極的義務に関する説明を補完する理論として支持する。

結論では、本稿で構築したグローバルな正義の基礎に関する理論とそれが有する世界的貧困問題に対する意義を確認する。そして、この理論が取り組むべき課題について、世界的貧困に影響を与える他の問題との関連で若干の考察を行う。